駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、米軍基地で働く日本人従業員の雇用確保・離職者対策の一環として昭和33年に制定された。

以来、同法は、米軍の撤退・縮小等を理由とする駐留軍労働者の離職に際して職業訓練・ 特別援護に力を発揮しつつ5年ごとの期限延長を続け、今日に至っている。

同法は、平成30年5月16日をもって、その効力を失うこととなっている。しかし、 基地労働は、その使用者が米軍であり、米軍戦略の変更、米国防予算の削減及び基地の返 還等により離職を余儀なくされる不安定雇用であることから、引き続き同法の期限延長を 図ることが必要不可欠である。

よって、政府におかれては、来年5月の法期限を延長し、日本人従業員の雇用安定確保及び離職者対策に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

岩国市議会